夏期講習會について

□講習會の規定は粗定左の通りである。

講習課目、墨繪、水彩畫、

透視畵法

(望によりては教授法を加ふるとあるべし)

四 會場、東京府西多摩郡青梅町大柳分藤次郎(主任)

五一會費、記名料金壹圓、講習料金貳圓校。

 水ぬ、それて場處を青梅としたので、同地智生と起居を共にし、一定の講習時間外に 個案を畫たり、雑談もし遊びもして、師弟などといふ隔てを取去つて、三週間を尤もなどといふ隔てを取去つて、三週間を尤もなどといふ隔でを取去つて、三週間を尤もなどといふ隔でを取去って、三週間を光もなどといる隔でを取去って、一定の講習時間外に

□青梅にての費用は、汽車賃往復金壹圓の 外に宿料は、三週間金拾圓以内で、確定の 外に宿料は、三週間金拾圓以内で、確定の 外に宿料は、三週間金拾圓以内で、確定の

□此講習會は、曾て鉛筆を持つた事のないであるから、如何に初學の士と雖も入會すであるから、如何に初學の士と雖も入會する事が出來る。

となるべき物は一通り備へて置く筈であるする書籍印刷物等にて、講習生諸君の參考□循開期中は、各講師の所有せる繪畵に關

候

稍面倒なるべく候きが望まず隨て世間並に比して入會の手續きが望まず隨て世間並に比して入會の手續上候通り志想の固き熱心家なれば其數の多上候通り志想の固き熱心家なれば其數の多

習會の入會者には記名料半額たるべく候□會員にして水彩畵講習所及水彩畵夏期講

」規定は假に定めしもの追々會員の御

意見

にも不 □本誌は會員外にも販賣致す事是迄の通りの便宜も □入會者にして既に雜誌代金拂込あるもの明の重 規定の徽章料は申受けざるべく候 四の重 規定の徽章料は申受けざるべく候

| 一川東日成の正月韓国東は東京にて同議はに候 | 一本誌は會員外にも販賣致す事是迄の通り

□別項記載の夏期講習會は東京にて開催せ □次號には丸山晩霞氏の飛驒紀行多數の挿 ②次號には丸山晩霞氏の飛驒紀行多數の挿 ②次號には丸山晩霞氏の飛驒紀行多數の挿 一文を本誌に寄せらるべく申趣され候定め 一文を本誌に寄せらるべく申趣され候定め で有益なる記事なるべく入手次第掲載可致

□此程水彩畫講習所にて丸山晩霞氏は色彩

釣合等には格別批難を見出さず候□大阪1、0氏 は本誌編輯費の内へ金貳圓□大阪1、0氏 は本誌編輯費の内へ金貳圓□大阪1、0氏 は本誌編輯費の内へ金貳圓□大阪1、0氏 は本誌編輯費の内へ金貳圓□